

奈良市一時保護所食事提供業務委託に係る公募型プロポーザルへの質問事項と回答

令和3年12月17日

奈良市子ども未来部児童相談所設置推進課

	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 3ページ6番	企画提案書は様式の外に、任意様式の提案書をつけることは可能でしょうか。	・任意様式の提案書はつけることはできません。
2	募集要項 6ページ	プレゼンテーションの参加人数は3名とありますが、試食審査時人数は増やしても構わないでしょうか。	・試食審査も配置予定の業務責任者を含む3名以内としますので、人数を増やすことはできません。
3	募集要項 6ページ	第一次審査と第二次審査は同日に行うのでしょうか。また、第一次審査終了後、第二次審査開始までの時間はどのくらいありますでしょうか。	・第一次審査と第二次審査は同日に実施します。また、午前に第一次審査、午後に第二次審査を行う予定としています。ただし、参加事業者数によって若干の時間変更が生じる可能性があります。
4	様式5	委託料（総額）とは食材費を含まない金額でしょうか。	・ご認識のとおりで間違いありません。
5	仕様書 3ページ オ	午前おやつは既成菓子を提供することは可能でしょうか。また、午後おやつは毎日手作りでしょうか。	・午前おやつに既成菓子を提供することは可能です。 ・午後おやつは、手作りでなくても構いませんが、本件委託業務の目的に沿った対応を希望します。
6	仕様書 2ページ ウ（イ）	食事の配膳は、盛付後トレーメイクした状態で厨房前カウンターに置き、子どもまたは職員が取りに来る認識でよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりで間違いありません。
7	経費負担区分	駐車場は施設にございますでしょうか。また、貸していただけるのであれば駐車場代をご教示ください。	・施設の駐車場は、施設利用者向けのものとなっておりますので、受託者において駐車場のご準備をお願いします。

8	仕様書 2 ページ エ	弊社は食材の発注が 4 営業日前になるのですが、当日食数が大幅に増えて同一の食材がない場合は、他の食材を使用してもよろしいでしょうか。	・原則として同一の食材を使用するようにして下さい。ただし、他の食材を使用する場合には、委託者と協議の上、対応して頂きます。
9	仕様書 2 ページ イ	毎日 16 食分は必ず用意しなければいけないのでしょうか。	・上限は 16 食ですが、一日に用意して頂く分は入所児童数に応じた食数となります。ただし、上限を超える場合は、委託者と協議し、対応して頂くことになります。
10	仕様書 1 ページ	食堂の稼働日は 365 日でよろしいでしょうか。	・ご認識のとおりで間違いありません。
11	仕様書	嗜好対応については、どの程度まで対応されるのかご教示ください。	・プレゼンテーションで、事業者の保有するノウハウを生かしてご提案いただくことを希望します。
12	仕様書 3 ページ カ	アレルギー対応に関して、極微量でも反応が誘発されるアレルギーを持つ子どもへの対応についてご教示ください。	・食物アレルギー対応食は医師の指示する摂取上限量に関わらず、完全除去を原則とします。除去食あるいは代替食を提供してください。極微量で反応が誘発される子どもについては、特に厳格な管理をお願いします。